

午前9時30分 開会

○宮本会長 では、改めまして、おはようございます。

全員出席いただきましてありがとうございます。

また、先週、先々週と2日の研修、御苦労さまでございました。

では、令和3年12月の農業委員会を開催します。

本日の署名人として、池田委員、野田委員、よろしく申し上げます。

では、事務局、よろしく。

○事務局 おはようございます。

12月最後の農業委員会となります。

それでは、進めさせていただきます。

議案第1号農地法第3条の3第1項の規定による生前贈与の届出が1件ございました。

農業委員会受付は、令和3年11月25日でございます。所在地は、字長縄手、番地は●●●●番●、地目は田、台帳、現況とも田でございます。面積は1,260平方メートルでございます。現所有者は、宇多津町●●●●番地、●●●●様、権利取得者は、住所は同一、御子息の●●●●様でございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

○宮本会長 生前贈与ということで、問題はなかろうかと思いますが、水利地区の方、どうですか。御意見ありませんか。

○大坂委員 別に農業、稲も植えとるし、別に問題ないと思います。

○宮本会長 そのほかの委員、何か御意見ありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということで、本件許可ということで進めさせていただきます。

では、どうぞ。

○事務局 それでは、議案第2号その他1ということで、本日は、年末大変御多忙の中より、一般社団法人香川県農業会議、丸山総務課長様にお越しいただいております。農業者年金について御説明をさせていただく予定にしております。丸山課長、よろしく願いいたします。

○丸山課長 よろしいですか。5分ぐらいで。

○事務局 よろしく申し上げます。

○丸山課長 失礼いたします。

農業会議の丸山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

皆さん、年末でお忙しいところ、農業者年金制度のPRで、3分から5分ぐらい、ちょっとお時間いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

資料のほうでございますが、2種類、配らせていただいております。知って得する農業者年金制度という同じタイトルで、複数ページあるものと、1枚物でございます。

農業者年金でございますが、昭和46年にスタートした制度でございます。もう50年近くたつ制度でございます。農業委員会の皆様は農地の番人といいますか、農地の管理者としてお仕事をいただいているわけなんです。農業委員会の業務の一つとして、担い手の方を育成するという仕事がございます。似たような仕事で、新規就農者の育成ですとか、そういったものの一つの部類でございます。その中の一つで、農業者年金の制度を普及するというのがございます。

宇多津町の皆様におかれましては、農業者年金をはじめ、農地の関係とか、非常に先月の研修会でも大変お世話になっております。特に、事務局の方は、こういった都市部、非常に宇多津町さんは都市部でございますので、そういった中での農業関係での権利関係というのは非常に複雑な日々の業務をされていらっしゃるかと思いますけれども、こういった業務につきまして、最初にちょっとお礼申し上げたいと思います。

話戻りまして、農業者年金でございますが、先ほど申し上げましたが、50年程度ある制度でございます。皆様に推進など、あと事務局の方には管理などを行っていただいている制度であります。それから、JAさんのほうでも扱っていただいて、主にはJAさんのほうでは保険料の関係を扱っていただいております。

現在の加入の状況でございますが、県内で100名少しの加入者の方がいらっしゃいます。受給者の方は2,000名ほどいらっしゃる制度であります。現在の新規の加入者の方ですが、今年度につきまして、県内につきましては、今のところ8名の方が新たに加わっていただいております。

全国では、どの程度の加入者がいるかということですが、今現在、保険料を払われている方につきましては13万人ほどを少し超えたところでいらっしゃる、人数としては、全国的に見れば非常に大きな制度であるかと思います。

資料のほうでございますが、複数ページのほうにございますが、ちょっと開いていただきますと、特徴というのが出ております。

2ページ目のところであります。

農業者年金制度のポイントということで、この制度は60歳以下の農業者の方で、国民年金を払われている方であれば、どなたでも加入できる制度であります。

それから、ポイント2であります。確定拠出型で、非常に財政的には安定した制度でありまして、401kとかという制度がサラリーマンの方にはありますけど、あれに似たような制度であります。財政的には非常に安定した制度であります。

それから、ポイント4ですが、終身年金で80歳より早くなくなった場合には、死亡一時金がある制度であります。

民間でもいい制度はたくさん、年金制度、ございますけれども、終身制度というのは、やはりなかなか商品としては少なくなっているかと思えます。公的年金は、厚生年金も含めて終身年金が多ございますが、そういった意味でも、長く生きた場合の保険として、安心できる制度かと思えます。

どれくらいもらえるかというのが、次、4ページ目のところに出ておりますが、下側のところでありまして、大体40歳ぐらいの方が意識される方が多いと思うんですが、保険料480万円で、年間で男性の方ですと30万円ぐらいということでありまして。想定される受給総額638万円とありますが、これは男性の方で86歳まで生きた場合の類型であります。もっと長生きすれば、これより金額は増えてまいります。農業者年金を掛けられている方は、農業者年金と合わせて国民年金、78万円ほどですか、いただけるかと思えますので、合わせて110万前後ぐらいを受給されるということになるかと思えます。もちろん、保険料を増やせば、もっと多くなることもできます。

最後に、お願いでございますが、委員さんの皆さん、日々、大変お忙しいと思えますけれども、何かの都合でお話とかがあれば、お声がけをいただければ幸いです。1枚物のパンフレット、説明いたしませんでしたが、こういったパンフレットもたくさんございますので、また御配慮のほどいただくと幸いです。

私のほうからは以上でございます。ちょっと長くなりまして、すみません。

○宮本会長 ありがとうございます。

受給の要件を見させてもらいまして、1号ということで、農業専業者という形になるかどうかと思えます。

また、御近所でまだ入っていない方、あるいは60歳未満で農業に従事されている方、おられましたら、何かのときにでもお声がけいただければありがたいかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいですか。何か皆さん御質問あれば、せつかくの機会ですので。

どうぞ。

○谷川委員 この資料を見よったら、これ、月々2万円ってなっとりましたが、これは1万円になっても構わんの。

○丸山課長 1万円になれる方もございまして、今の制度ですと、12月の制度ですと、認定農業者の方で青色申告をされている方で、39歳以下の方であれば、1万円の保険料で掛けるという道もございまして。これは、若い担い手の方、余裕ありませんので、そういった方をフォローしようということで、そのような制度があります。ただ、それ以外の方は今のところは2万円からということで。

○谷川委員 今は2万円。

○丸山課長 実はですね、ちょっとまだ改正になってませんので、お話は差し控えたんですけども、この1月、来月以降なんですけど、そういった担い手の方でない方でも保険料が1万円に引き下げられるという予定であります。これは、認定農業者とか青色申告の要件を一切持ってない方であれば、保険料を1万円に引き下げられるということが、ちょっと今、予定はされておりますが、1月以降の予定であります。

○谷川委員 そうしたら、農協のほうでそういうなんをいろいろと説明いただいとったら、よう分かるな。

○丸山課長 そうですね。JAさんのほうに問合せいただいてもいいですし、もしJAさんのほうが窓口、JAさんもいろんなお仕事をされているので、詳しくない方もたくさんいらっしゃるんで、JAさんを通じて本店さんにお問合せいただくとか、委員会を通じて農業会議のほうにお問合せいただければ、個別対応させていただきます。

○谷川委員 じゃあ、これね、うちも農業の後継者で、息子が跡を継いでくれるのでな。継いでくれるんやったら、農業者年金に入っとったらええなと思って。ちょっと今、見よったら、ここに一定の月額や言うたので、今、裏を見よったら2万円言いよったけえな。ほんだけえ、これなんか、2万円掛けるのは預金としてやりやあいんだけど、あまりにも保険にようけ入っとったら、2万円というふうに言われたら、毎月やったら2万円やったら24万円にもなりますね。1万円ぐらいやったら入れるからいいって、そういうような話もあり得んことはないと思って、それでちょっとお聞きしたんです。

○丸山課長 分かりました。そういう形になってますので、またお時間取っていただいて、息子さんと……。

○谷川委員 また、ほんなら農協さんと、農協のほうで十分そういうなんも、窓口は農協になっとるんでしょ。

○丸山課長 そうですね、窓口。

○谷川委員 また、ほうしたら話して。

○丸山課長 そうですね。それで、分からんって言われたら、こっち、本店さんに言っていただいたら対応いただけると思います。

○宮本会長 ただいま谷川委員からの御質問でした。

ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、ありがとうございます。

次、議案やりますので、退席。

続きまして、事務局、どうぞ。

○事務局 その他の2番に入らせていただきます。

皆様のお手元に配付させていただいております、12月6日宇多津町農業委員会受付の嘆願書についてでございます。

事務局が代読させていただきます。

○宮本会長 事務局、ちょっと待ってください。

これ、私、今頂いて、ざっと見たんですが、皆さんに提案させていただきます。

個人名が3名と、それと他の地区の団体名が出てます。これを議事録として残したくないんですが、すなわちこれは録音を止めたいと思うんですが、皆さんちょっと一読していただいて、御判断いただけますか。

何を申し上げたいかといいますと、ほかの地区にも迷惑をかけたくないし、あまり大ごとにもしたくないという私の考えなので、皆さん、いかがでしょうか。

○野田委員 録音、止めでええと思いますよ。何でも正しいことを言うんやったら。会長が正しいことを言うんやったらね。

○宮本会長 会長はちゃんと正しいことを言いますよ。

皆さんで、まずは諮っていただくんですけど。

○野田委員 録音やは止めでええと思います。

○宮本会長 ほかに意見は。

大坂委員。

今のは野田委員の意見です。大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 農業委員会で、この場でかけるのであれば、残しておく必要があるんじゃないですか。

○宮本会長 分かりました。

ほかに。

谷川委員。

○谷川委員 鍋谷さんからこういう問題が出とるけど、こういう問題はまだこれから先は出てくると思う。ほんだけえ、やっぱり、今日の委員会でどういような、委員会としてはどういようにしたかというのは、記録で残しとったほうがええと思う。私はそう思います。

○宮本会長 分かりました。

皆さん、3名の意見、残してくださいということで。

私は、録音を止めて読み上げた後、皆さんで議論していただいて、議論をします。それで、最終的な話には当然残そうと思っています。決して全部消去するという、録音しないという意味ではありませんので、誤解のないように。

では、事務局、読み上げてください。

○事務局 受付12月6日、宇多津町農業委員会会長様へ。常日頃は、宇多津町農業振興発展のため、活躍されていることに感謝申し上げます。ところで、私ごとで申し訳ありませんが、排水（飯野町東分字●●●●番地）の件ですが、下の所有者（●●●●●●氏）の宇多津町●●●●番地、地目が田がミトをせき止めて排水できないのです。言い分は、雑種地とのこととということとであります。国、県の方針では、太陽光設置の場合は雑種地に地目を変更しなければならないのです。また、雨水だけですので、隣地の同意は要らないのです。なお、水利関係は●●●●●●池、飯野町であり、令和3年10月31日午後、18時より吉岡東集会所にて役員会を開催して、協議の結果、ミトの堰は撤去すべきとのこととありました。（理由は雨水のみであるから）なお、参考ですが、●●●●●●氏の下
の土地の所有者は●●●●●●氏であり、●●●●●●氏のナカミトの排水を受けています。私、●●●●●●が●●●●●●氏に言って、●●●●●●氏のナカミトの受けをせくと言うと、そうしてもらったら困ると言うのです。どうか賢明なる委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。農業委員の皆様へ。●●●●●。

以上でございます。

○宮本会長 今、事務局のほうの本件につきましての嘆願書ということで読み上げていただきました。

野田委員、地元、何か御存じですかね、この件につきまして。

○野田委員 私ですか。

○宮本会長 野田委員、よろしく。何か地元、御存じでしたら。

○野田委員 それは全部。これは録音しよんな。

○宮本会長 やってますよ。

○野田委員 全部大体、私が大体全部を分かっております。

○宮本会長 どうぞ。

○野田委員 水利組合長をしよったんや、わしな。3年前。ほんだけん、全部大体分かっております。

○宮本会長 そうしたら、ここに書かれているのが、誤記とか正しいとか、何かそういう御意見は。

○野田委員 会長、その前にな、会長、会長言うたらいかんけど、会長さん、どうしてこれを受け付け、どうしてこれを議題にかけたかという会長の意見を聞かせてもらわなんだから、わしはしゃべらんで。

○宮本会長 実は、12月8日でしたね、研修会がありました。そのときに、私、事務局と一緒に車に乗っていて、こういう文章が出てますということで、一読させていただきました、この文章を。農地に関する問題で、そして下の●●●●さんのほうが農地で、その下も農地で、●●●●さんのほうが、これは雑種地になっている。これを、文章の内容を見ますと、農業委員会の所掌の農地ということで、これはこういう嘆願書が出てるんであったら、委員の皆さんの御意見を聞いて、それでお話をしていったらいいんじゃないかという判断で、事務局のほうへ、本委員会で受け付けてくださいという指示はしました。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 これね、こういうんは、うちも岩屋水利組合で、これはあるんです。それで、そのときのうちの水利組合としては、やっぱり汚水ならいかんと。けど、雨水は、危ないものはやっぱり流さないかん。それで、今、太陽光のをしとる人も、うちはちゃんと水が流れるようにと、ミトはそこだけ、コンクリートはせんでも構わん、こういうふうにミトをこしらえてくれと。ミトをこしらえて、水路へ流れるようにしてくれたら、水利はもうそれでええということで、うちはちょうど中学校のすぐ東になるんです。それで、太

陽光をしとんが坂出の●●●●さん。その上で水を落とすようにしとんのが、サカシタの●●●●さんですわ。それで、その横で私がつくっとなですわ、田んぼも畑も。そうやけど、うちの田んぼに流すのはいかんと。前からそれは流してないから。流しよんが●●●●さんの田んぼやから、●●●●さんの田んぼに流してくれということで、うちはそういう解決をして、あくまでもミトをせくと言うんは、これは今までの慣例で、それはないと思いますわ。だからこれも、悪いけど、鍋谷のこういう問題が農業委員会に出てくると言うんが、ほんまは私としてはちょっと考えるところがあるんですけど、できたら水利組合のほうで、水利でこれは解決する問題やとは思うとんですけどね。委員会に問うんやったら、私はもう水利組合長なり、農業委員として、このナカミトというんは上げるべきやということで、鍋谷の野田委員様、そういう説明をしていただけますか。それだけがわしの意見です。

○宮本会長 申し遅れました。

○大坂委員 すみません。

○宮本会長 ちょっと待ってください。

事務局、今言いましたように、私、8日に受けましたので、地元のほうでこれは形はつかなかったのかねという話もしました。まず、今、谷川委員が言われるように、地元だけ、私が冒頭にも言いましたように、物事を大きくしたくないんで、録音という話をしたんですが。それで、帰りまして、8日の日に地元で話はなかったのか、地元でしまいはなかったのかということで、事務局のほうへ確認しました。地元のほうでは話ができなかったんで、こういう文章だというふうに聞きましたので、受け付けても仕方ないねという発言をしました。で、本日の委員会ということで。

大坂委員、何か。どうぞ。

○大坂委員 この現況があまりよう分からんのやけど、結局、この太陽光は、写真で見たら、もともとはこれは水田やって、この水田の水の落としは、この●●●●の●へ落としとったんですか。

○宮本会長 その辺はちょっと、野田委員が御存じですから。

○大坂委員 そこらあたりをはっきりしななんたら。ほんで、これ、最寄りに用水はないんですか。そこらあたりも、言うたら悪いけど、全然現況が分からんので、話すというてもなかなか。

○野田委員 ちょっと話に入ります。

これ、僕が昨日、晩につくったんですけど。平成30年に●●●●●●さんが、うちのところの家の東と西、2つあるでしょう、上と。鍋谷のほうと丸亀のほうと。僕が赤丸しとるところです。同時に3年前に工事したんですけど、工事を始めたんです。それで、上の、東側と言わせてもらいますけど、●●●●●●さんのところの横が宇多津農業委員会に申請して、下の今言よる●●●●●●さんの隣が丸亀農業委員会に申請したというのが、30年のことですわ。今から3年前ですわ。それで、工事が始まりまして。経緯やな。今、言ようるのは、●●●●●●さんが書いてきとるのは、丸亀の、私の描いた地図では、太陽光のところとなります。分かっていただけでしたか。

そこの、分かりやすく言いますと、30センチ掛ける30センチのミトが、この田んぼには3か所あったんですわ。一方は、●●さんというところと、一方は弟さん、●●●●●●さんの弟と、もう一つは、今言よる●●●●●●さん、ミトが3つありまして、2つは、●●さんと弟さんの●●●●●●さんは、早めというか、先に閉めたんですわ。閉めたというんは、塞いだんです。ほんで、最後に●●●さんが残ったんです。それで、今のあれですわ。3年経過して。ちょっと分かってもらいよろますか。ミトが3つあって、2つは●●さん。

○宮本会長 ●●さんというのは……。

○野田委員 隣。

○宮本会長 ●●●●●●さんの隣……。

○野田委員 下。

○宮本会長 でいいんですかね、この地図で。

○野田委員 3つあるでしょう。下ですわな。その上の北側の●●●●●●さんというのは、これは弟さんですわ。

○宮本会長 これは●●●●●●さん。

○野田委員 ●●●●●●さん。

○宮本会長 ●●●●●●さんですか、この文章の。

○野田委員 ほんで、●●●●●●さんがこの上やね。今、ミトが3つありまして、2つは●●●さんが自分で閉めて、●●●●●●さんも自分で閉めたと。一緒ですわ。板とくいとを打って、止めとりますわ。最後に、●●●●●●さんが閉めたんですわ。ほんで、この●●●●●●●●さんが文章を書いて、今日に至っております。もうちょっとうまいこと言えりゃええけどな。

ほんで、会長さん、昨日●●さんから、夜じゃあ、7時頃●●●さんから電話があつて、あした文章を出しとるけん、みんなで十分審議してくれよと。おじさん、おじさん言うねん、わし、おじさん、何言うてもええんなど。わしは思うこと、何ぼ鍋谷同士でも、思うこと言うでと言うて、おう、言うてくれと。また十分に皆さんで、十分審議してくれと言うて、昨日は30分くらい。ほんで、私が、おっさん、もうこれ、30センチぐらいやったら、セメント買うてきて、練って閉めて、ミトなんかも落としたり、落とさんといてくれよと言よんやから、おっさん、もう閉めたらどうなって言うたんやがな。ほんなら、●●●●さんは、慣例じゃがとかなんとか、落とす慣例じゃが言うて。どこが悪いんや、雨水やのに言うて。おっさん、あした、わしが何言うたって構わんのやなという話をしましたわ。そのときに、会長、電話で話をしたやろう、●●●●●さんと。電話を架けたか、架かってきたか知らんけど、その後、会長と話をして、現地見たわと会長がおっしゃったと、昨日、言よりますと。

だけん、私の意見は、セメントを練って、●●●●さんが入れたら、1,000円ぐらいで済む話なんです、これ。ほんで、上からあふれるやつは、もう構わん言よんですから。おとついの雨も3日ぐらいしたら、もう自然になしになるんですわ、乾いたりしみ込んだりしてね。だけえ、それを、おっさん、ちょっと1,000円ぐらいセメント練って入れたらええんと違うんな言うたら、上からも開けるんは、大雨が来たって、●●●●さんのところはもう何ちゃ言よらんやから言うたんですけど、全然駄目でしたわ。それで、今日、十分審議してくれ。皆さんの意見な。持ち人は閉めないかん言いよるけどな。

○宮本会長 私の名前が出てきたんで、野田委員のほうから。

ちょっと発言させてください。

今言いましたように、8日の日に私がこの文章を車の中で見ました。皆さんで議論するためには、場所がどこか、実は私、よく分からなかったんで。マルナカの東側には、以前、●●●●委員の問題でソーラーを見に行きました。これから見ると、●●だったんで、私、このソーラーのところへ探しながら見に行きました。場所は見ました、確かに。それで、電話がありました、●●●●さんのほうから。私が申し上げたのは、委員会のほうへ文章を提出しているから、皆さんでよく諮ってくれと、審議してくれということで、皆さんの意見を聞きますと、それだけを申し上げました。だから、現地は私、自分で理解できなかったから見に行きました。皆さんの意見で決めますよということで、電話を切りました。それだけです。

どうぞ、谷川委員。

○谷川委員 この今の問題ですけど、私も言ったように、前から水を落とす分になつたのに、これを、ほんだけえ、今、野田さんが言うように、コンクリートであぜをいっばいに上げて、あぜまで水がたまって、水がオーバーして流れるのは構わへんということやろう。

○野田委員 そうです。

○谷川委員 仮に、田んぼに15センチのあぜがあつて、15センチ水がたまって落ちるんは構わへんのやろう。それはなかろうがな。

○野田委員 勘違いしとるわ。宅地で、もう宅地化して宅地になつるということは、税金も宅地の税金でかかるとんですわ。わし、税務課におつたけえ。

○谷川委員 そりゃあ、そうや。

○野田委員 この●●●●さんの言い分、私の言い分というのは、ちょっとごめんな、みんな笑ったらいかんで、農家の法律相談所というて、九州の弁護士さん、これ、書いとるところをちょっと読ませてもらうたら、田には当然、水を入れる権利と排水する権利があります。その権利は、田が宅地に変更された時点で権利としてはなくなるのだと考えられますと。ほんだけん、宅地になったら、米作んじよったときにみたいに、水入れる権利とオチミトを流す権利は、この本を見よつたらなくなるって書いとんです。ほんだけん、これ、ちょっと高かったけどな。

○谷川委員 野田さんがおっしゃるとおり、宅地になって家が建つたんだつたら、確かにおたおた言うけど、今、ほだらあれですよ、うちの方は、これは太陽光や、この間も●

●さんにそういうな問題、あんたが言うた。ほだけど、太陽光やけど、水はあんた、ほいでこれ水路へ流すんやつたら、うち水路流すだけの、水の流す汚水のあれを払うてくれ言いたい。そうやないと、もうおまえのところで処分せえ言いたい。

○野田委員 そりゃあ、そうですわ。

○谷川委員 そうなるやろう。それでは、やっぱりちょっとおかしいと思うて。

○野田委員 これは川に流すんちゃうんです、隣の土地に流そうとしちよるから。

○谷川委員 それは、ほいだから、昔から慣例というのは、法より強いというんを私はうちの先輩から聞いて。そいだから、今の●●●●さんと●●●●さんの話には、これは参考として、水がこっちの水路へ落ちるようにはしてもらうとかなんだら困るでいうんで、了解をもらうたいわけや。これは私の意見ね。

○野田委員 そうですね。

○谷川委員 ほんだけえ、私は慣例というんを優先しとるわけや。先輩が、法より慣例が強いということや。

○野田委員 これは昨日、電話で、私も●●●●さんから、慣例は法律より優先すんぞいうて、昨日言われましたわ。1時間ぐらい話した。え、慣例を法律より優先すんだというて。これはもう同じことを、今、谷川さんが言よるけん、2人が言よんやから、皆さん聞いてもろうとかないかんのやけど。

○宮本会長 大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 ●●の●●●●さんから来てる文章では、これは吉岡東集会場で、水利の関係で返したということでしょう。役員会を開催して、協議の結果……。

○宮本会長 大坂委員、最後まで言ってください。どうぞ。

○大坂委員 ミトの堰は撤去すべきという話ではないん。

○谷川委員 撤去せえとなつとる、水利のほうは。

○野田委員 せえどる板を撤去せえいう。●●●●さんが板を。

○大坂委員 ただ、これ、写真のところ、太陽光と隣の●●●●の●のところ、これは堰板の場所かなんか、これ。

○野田委員 そうです。オチミトの。

○大坂委員 オチミト。この太陽光から出た雨水を、●●●●の●の田んぼに入れてもろうたら困る言よんの。

○野田委員 そうです。●●●●さんが……。

○大坂委員 田んぼしよんやけんな。

○野田委員 困る言うて、板を、くい2本と板で、こう。

○大坂委員 堰しとんのやな。

○野田委員 堰しとんです。それをのけてくれとおっしゃる人が●●●●さん。

○大坂委員 これ、ここの今、太陽光、これしとるやつのおチミトいうんは、どこにあるの。用水やあらへんので、全然位置が分からんけど。

○野田委員 その赤いところやな。

○大坂委員 ほんだけん、さっき最初に言うたように、ここの図面のそういう水路とかそういうものがどういうふうにあるんかよう分からんけど、要はこれ、太陽光のところから、●●●●で田んぼしよるところへ水を入れてほしくないということやろう。

○野田委員　そうです。ただ、それだけのことです。片方は落とさんといってくれ言うて、3年前からずっと言よる。片方は慣例でどうのこうのいうておっしゃりよるから。結局、話が今まで長引いたんですよ。

○大坂委員　用水がどういようなところにあるんか分からんけえ。

○野田委員　これ、もう先言うところ、ほんだら。言うときます。これを言うたら、もう多分。上からいきますわ。私ごとで申し訳ありませんがから始まって、農業委員会で十分審議してくれ言うて昨日言うたんですが、これは全部、うその文章なんです、これ。うそ。上から下までうそ。

どこがうそかと言いますと、まず最初、飯野、吉岡東集会所にて役員会は開いたんと違うんです。これは●●●●さんが、しつこく、しつこく、水利組合に入れてくれ、入れてくれって何回も来るから、この日の定期的な寄り合いに、吉岡は寄り合いを定期的にしよるんですわ、だから呼んだんです、しつこいから。これは水利組合長が言うたんですよ。●●●●さんいう。が言うたんは、こういうのは会議開いたんな言うたら、吉岡の定期的な寄り合いに●●●●さんが入ってきましたと。この日時とあれは正しいですわ。役員会は、吉岡東の人は、●●●●さんが何を言うんか知らんですよ。寄り合いに入ってきて、20分ぐらいお話をして、●●●●さんが。組合長の●●●●さんが言うには、ここが一番大事な、一切協議もしとらんし、これは全部でたらめや言うて、わしもう怒るぞ言うて。●●●●さんのところ、今から行こうかいうて。20分おって、ただ一言、帰り際に言うたんは、鍋谷同士のことやから、話合いをしてくれよと言うて帰ったと。ほんだけん、こんな文章、役員会を開催して、協議の結果、ミトは撤去すべきとのことでありました。理由は雨水のみであるからって、これは全部つくっとんです、うそですわ。こういうのは、上から下まで、まともなんは、この●●●●という名前だけやないですか。おちよくったように、賢明なる委員の皆様へ、よろしく。何をよろしく、これ、うその文章でよろしくや言うて、なめとんのか、これ。はっきり言うて。農業委員会はなめられとるで、はっきり言うて。わしはもう言うてしもうたけど、腹立つけん。全部うそです、上から下まで。

○大坂委員　吉岡の水利の●●●●組合長とか……。

○野田委員　無理やり入ってきてな。わしが聞いたんは、●●●●組合長と、●●●●元組合長と、この隣の●●副水利組合長、3人に聞いたんですよ。8日、9日、10日いうてな。ほんだら、みんな同じことを言うから、これはもううそではないんですよ。ほんだ

けん、もうこれ、●●●池は、それは●●●池やけど。ちょっと興奮しましたけど。これちょっと、この文章はもう、はっきり言うて全部でたらめです。この文章を農業委員会に持ってきたという時点で、もう会長が責任取れるんな、これ。こんなん。最後まで、会長さんが●●●●さんに言うて、こういうような文章はうそをついたらいかんと、まともなんを出してきなよ言うて、会長、ちょっと言うてください。戻してください。

○宮本会長 大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 今、話を聞いたけど、水利の関係が違うと言うんであれば、これはそっちの水利で話をしてもらおうほうがええと違うの。

○宮本会長 誰と水利ですか、ごめんなさい。

○大坂委員 ●●●●組合長、ほんだきん、これは吉岡の水利組合やろう。

○宮本会長 そうですね。

○大坂委員 ここの太陽光の場所も、これは丸亀地区になっとんやろう。

○宮本会長 そうです、そうです。

○大坂委員 それやったら、丸亀で協議してもらうんが筋ちゃうん。

○宮本会長 だから。

○大坂委員 いや、いや、だからじゃないやろう。

○宮本会長 ちゃう、ちゃう。聞いてください。

○大坂委員 ほんだけん、これは一遍、吉岡の水利組合のほうへ戻して、そこらあたりから話、詰めないかんの違うの。水利のほうがぐちゃぐちゃになってるんやったら、水利のほうで整理してもろうたらええと違うの。

○宮本会長 まず、この文章が出てきたときに、うそというか、正しいのかどうかを判断できません、この文章だけやから。

○大坂委員 それは、今、全部話の中で。

○宮本会長 聞いてください。

で、分かりません。で、事務局が来ました。8日に私、見ました。その時点で、私、この委員会で受けたらいい、話をしましょうとは言いました。ただ、この内容が正しいかどうかというのは、今、初めて野田委員のほうから話がありました。で、私が、くどいようですが、録音を止めるというのは、吉岡東の話が絡んできてます。。これ、丸亀なんですよ、実はね。

○大坂委員 丸亀のほうでしてもうたらええやろう。

○宮本会長 で、今、野田委員が初めて、これはうそやという話なんで、これを再度、私の意見としては、●●●●さんのほうへ、野田委員が確認したのは何日だっけ、8日、9日、10日で、●●●●さんとか●●●●さんとか●●●●さんに確認したら、こういう協議をして、結果、堰は撤去すべきとのことは言ってないと、結論づけてないということなんで、どこが本当かという話……。

○大坂委員 そういう話も出とらんと、ぐちゃぐちゃっと言うて帰っただけで、何ちゃ言うたらんいうて言よんやろう。

○宮本会長 今、野田委員はそう言われた。

で、●●●●さんはどう言うかは知りませんが。

○野田委員 そりゃあ、わしは、●●●●さんは獅子で仲がええ、●●●●さんはわしの二従兄弟、親戚、この●●●●さんは、わしの同級生で弓削高専を出て仲がええんです。ほんだきん、全然うそをつく人ではありません。仲がええ、仲が悪いでなしに、●●●●さんがこれは自分で、寄り合いに入っていったんですよ。入って行って、こういうことがある、どう思うかいうて言うたら、よそからの人はみんな横向いて何ちゃ言わなんだと。最後に言うたんが、鍋谷同士やから、鍋谷に持って帰って話をしてくれ言うて。しつこいけん、そない言うた。私を信用してもらわなんだから、会長いかんで、それは。もう一回は、わし、せんで。こんな文章で。もうここで終わりにしてせんと、宇多津の農業委員会は落ちますよ、値打ちが。これはもう、次というあれではありませんわ。取り上げる時点でおかしかったん、ほんまはな、これ。だけど、もうこれ、次……。

○宮本会長 でも、来た以上は。

○野田委員 ほんなら、何ぼ個人が書いてきたら、あれですか。

○大坂委員 ちょっと。

○宮本会長 どうぞ、大坂委員。

○大坂委員 ここの境界線というんかな、丸亀と。これがどういうふうになつとるか、はっきり出してきて。これは丸亀なん。

○野田委員 これに載つとるけど、この太い線が境界ですわ。この犬の尻尾みたいなもの。

○大坂委員 ●●●●さんというんは、これは丸亀面なの。

○野田委員 これが宇多津。

○大坂委員 ほんで、●●●●さんが丸亀面なの。

○野田委員 そう、そう。下がね。図面の下。

- 大坂委員 ●●さんというんとか●●さん、ここらあたりが全部丸亀なんですか。
- 野田委員 そうですね。
- 大坂委員 ほんなら、これは●●●●さんのところの場所は、これは丸亀ということやな。
- 野田委員 丸亀農業委員会に申請書を出してつくった太陽光です。
- 大坂委員 太陽光出すときにそっちに出したんやったら、そっちで話をするべきちゃうんか。
- 野田委員 初めはもうみんな……。
- 大坂委員 これ、丸亀の問題を宇多津に持ってきたっていかんやろう。
- 宮本会長 だから……。
- 大坂委員 だからじゃないやろう。
- 宮本会長 私のせい……。
- 大坂委員 はっきり言うて、この●●●●さんが太陽光をするときに、丸亀に申請して許可もろうてしとんやろう。この問題は丸亀やろう。宇多津で話をしたっていかんやろう。水利の関係やって、これは丸亀やろう。合うとんのか、それで、野田さん。
- 野田委員 合うとります。
- 大坂委員 丸亀の水利と丸亀の土地やったら、丸亀で話をするべきやろう。宇多津持ってきて何すんねん。
- 谷川委員 そりゃあ、そうやわ。ほんだから、今、大坂さんの言うとおりの、土地がこれ、丸亀のほうの所有地を宇多津の農業委員会が審議してどうするんだ。あんたが言うんと一緒じゃがな。
- 大坂委員 そうやろう。水利やってそうやろう。
- 谷川委員 水利、ほんだけん、宇多津のほうの鍋谷の水利は関係あるかも知らんけど、丸亀の水利やないかと。これやったら、これは丸亀……。
- 大坂委員 それが分かるとるけん、●●●●さんは吉岡の水利組合のほうに行とんやろう。これ、もう言うたら悪いけど、丸亀でももらいな。これは本当に吉岡の水利。そこはやっぱり、もうはっきりと、何でか知らんねんけど、●●●●さんに言うて、もう丸亀に戻してもらって、丸亀で協議してもらおうという話、したほうがええんじゃないんか。
- 野田委員 丸亀の水利は、吉岡東の水利はですね、今言うたとおり、水利組合長は怒るとんです。

○大坂委員 怒っとしても、これはしてもらわなんだらいかん。●●●●いうん。

○野田委員 ●●●●いうんですわ。

○大坂委員 ●●●●やろう。電話番号も書いてあるわ、わし。

○野田委員 ほんで、今まだいきょうります。僕の3つ上でね。獅子をしょんです。鍋谷の獅子と吉岡の獅子の付き合いです。

ほやけど、僕ね、この本を読んで、谷川さん、すかつとしたんですわ。すかつとしたというのは気持ちがね。●●●●さんも慣例というものは。だけど、水俣病の現役のばりばりの人が書いて、ここ読んでくれたら分かるけど、宅地になった場合はもう水を入れる権利、水を排水する権利は消えるって書いとんです。それと、もうこれは最後にします。僕、●●●●さんと県庁へ、いつ行ったのかな、その●ミトの話で行ったんですわ。30年2月19日に県庁19階農業政策課へ、●●、野田、2人で行ったと。それで、1時間ぐらい農業政策課の●●●●さんと話をして、そのミトの話とGLの話をして、土地の高さ。ほんで、2月19日に話をして、3月1日にこの県から●●●●さんと県の●●●●さんが現場を見に来て、●●●●さんの太陽光を見に来て、僕に言うて帰ったんは、オチミトは閉めること。GLは水路の天端から10センチ下げることというて、県の●●●●さんが言うて帰ったのが3月1日です。そのときに、この西の丸亀の、丸亀の係りもまた県が違うんですよ。これは東の太陽光、西の太陽光は、県は●●●●さんという人が、名前が●●●●さんでしたわ。丸亀市が●●さんで。県の●●●●さんと、この●●●●さんが、どういうあれか知らんですよ。そやけど、県の人が見に来て、そのオチミトは閉めないかんいうて言うたら、やっとな●●●●さんは閉めたんですわ、コンクリを入れて。それまでは、閉めんですわ、何ぼ僕らが言うても。県が来て、●●●●さんと現場へ来て、やっとな閉めてくれたん。

○大坂委員 ●●●●というのは、それは……。

○野田委員 職員さん。事務局におった人な。

こっちはもう、西の場合は、僕と●●●●さんがタッチできなんだから、丸亀の●●さんという農業委員さんが動いてくれて、●●●●さんのところはもう落とさんといってくれと言よるからいうて、もう何回なしに、●●●●さんに言うとんです。落とさんといってくれというんは、一遍落としても構わん言うたら、もうずっとやから、ずっと落とすのはいかんという意味で言うたん。だけん、県の人オチミトは閉めないかん言うし。●●●●さんだけが、慣例、慣例いうて。

○大坂委員 今言う、西というんは、今話しようる場所やな。

○野田委員 そうです。東はうちの。

○大坂委員 そういうことやな。野田の●●さんのところの隣のことを言うんやんな。

○野田委員 うちのところの家を挟んで、こっちが100メートル、こっちが50メートルで、こっちしよるときには、僕が水利組合長で、●●さんが農業委員。こっちはもうしっかり協議しますと、現地で。GLが高い。今、物すごい、GLを30センチぐらい上げとんです。花崗土で申請しとんのにセメントを入れるし、しまいに水銀灯で電気つけて、●●さんのところの米が10日ぐらい穂が出るのが遅れて、わし2年見たけど。ちょっとそういうんで、東のほうは●●さんと僕とで協議したんですよ。そんたら、何とかオチミトも閉めてくれて、水銀灯も今止めてくれとる。穂が20日遅れるけん言うて。見に行ったら、穂が、こっちのほうは穂が出よんのに、そこだけ白なって、遅れて出よんです。結局、西のほうは、もう丸亀に、今、大坂さんが言ようる、もう全然、わしは工事は見よったけど、丸亀は丸亀で、もう終わっと思とったんが、3年たってこういう文章をつくってきて、もう言いますわ、昨日、おっさん、これ、どのような結果になってもええんですかと言うたら、おう、構わんと。みんなで協議してくれたら、その結果を言うてくれたら構わん言うて。ほんたら、結局、次はどないすんならって聞いたんや。これ、次どうすんですか言うたら、次は次の手を考えるとおっしゃりよるから、これがいかなんたら、次の手を考えて手を打つと、昨日、電話で言うから、おっさん、もうそれやったら、セメント買うてきて、ちょっと入れたら、●●●●さんも納得するし、それでええんと違うん言うたら、やっぱりいかん言うて。ほんだけん、慣例と、何やるんか分からんのですわ、この人。ほんで、どのような結果になったって構わんのやなと念を押したら、構わんと。ようけ言うたけど、おっしゃりよりましたわ。だけん、もうこれは、県ぐらいに入ってもらわんと、県が本人にちゃんと説明せななんだらいかんのですわ、これ。ここで何やかんや言うても。

○大坂委員 まずは、言うたら悪いけど、これは宇多津の物件とちゃう。丸亀に戻して。

○野田委員 丸亀に行ったんですよ。農業委員会へ3回、行って1時間話をしたら、この物件は、この太陽光の件はもう終了してますから、水だめをつくって終了しておりますから、もうその話には入れませんいうて言うんです。結局、逃げとんですけど。あんたんとこのしまいが悪いけん、こんななつとんのやろうって言うても、もうこの件は終わります、この件は終わります。だけん、僕が行ったのは丸亀農業委員会、ほんで坂出

農業委員会。ほんで、地元の人3人。

○宮本会長 坂出農業委員会は何ですか。

○野田委員 わしの古巣。

○宮本会長 ああ、市役所ね。坂出の農業委員会。

○野田委員 知った坂出はどないなっとんやと。うちは自然浸透と、そばに水路があったら、そこへ流す。それで申請を受けよりますと。排水がない申請はありませんと。自然浸透と排水するところをちゃんと申請書に載せて、それで受付しよります。もうそれ以上は言いません言うて。じゃけん、これは個人的なことで、どうしますか、皆さん。これは2回目するような、2回かけるようなことではないです。

○石川委員 1つ質問していいですか。

○宮本会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 この図面を見させていただくと、丸亀側の領域と宇多津側の領域、関わる●●●●さんの横の●●●●さんという形、この方が宇多津で、●●●●さんが丸亀で。これを用地変換するとき、丸亀の農業委員会はどのような条件で、こういう区画が違うような、担当が違うようなことを、どういう条件でこれを扱ったのか。これがまず分からんことには。

○野田委員 はい、はい。

○宮本会長 野田委員、どうぞ。

○野田委員 調子が出てきたな。

1回目は自然浸透で申請したらしいです。自然にしみ込んで排水すると。それが、聞いた話ですよ、粘土層で、鍋谷のほうで1メートルぐらい粘土があるんです、浜土の下に粘土があるから、浸透せんいうことになって、最終的に、この部屋ぐらいの水だめを●●●●さんがコンクリートでつくった、この机ぐらいの。それで、丸亀はその水だめをつくったことによって許可したんです。で、終了した。ほんで、水だめは、雨が降ったら1メートルぐらいかな、たまる。天気がよかったら、また下がる。その代わり、また雨が降ったら上がって。それで、オーケー出したんです。

○大坂委員 それが

○野田委員 それが、●●●●さんに止められて、ごめんな、わし同級生、その流れるところを、その水だめの出るところを●●●●さんともめて、●●●●さんに止められて、コンクリで止められて、それで弟さんにも止められて、最後に●●●●さんが。それを言うたらあれで

すわ。●●●●さんが、U型側溝っていうこれぐらいの、20センチぐらいの、それをずっと勾配をつけて、●●●●さんのところへ、1か所へ、そこの30センチのミトへ落ちるように工事したんですわ、あっという間に。

○大坂委員 黙って。

○野田委員 黙っていうんか、工事が早いんか、●●●●さんが気づくんか早いかいうぐらい。ほんで、工事して、流させてくれよ言うたときには、もう工事ができとったんです。それを板で、ミトは板でびたっとして、鉄筋を二、三本打って、もうこっち、30センチのミトから落ちんように、こうした。これが気に入らん言うて、のけてくれ、のけてくれ言うて、吉岡の寄り合いに行って、うそをついて、またここに掛けてもろうて、どのような結果になるかは知らんけど、かけてくれと。だけん、その板をした●●●●さんも、もうあれやわな。何回なし言うても、ミトを、慣例や慣例や言うてのけんから、困っとんですわ。どっち側言うたって、後から太陽光した人が、先に昭和の初めからある家の人のところへ、後から太陽光して、兄弟が上と下へ家建てて、弟さんが先に来て、兄貴が太陽光して。ほんで、●●●●さんは、これは昭和の初めから家があるんですよ、1軒だけ。そこへ上と下へ兄弟が来て、これはええ迷惑なんですよ、はっきり言うて。落とさせてくれとか言うてね。結局、丸亀はもう逃げたんです。わし、1時間半ぐらい粘ったけど、もう終了してます言うて。ほんだけえ、丸亀の農業委員会は、行っても取り上げてくれません。

○大坂委員 それは一遍、行政のほうから話をしてよ、これ。のう。

○宮本会長 そうしたら、私のほうから。

今、大坂さんが、太陽光は丸亀地区の農業委員会が許可したんやから、丸亀という話やったけど、今、野田さんの話を聞くと、農業委員会に行ったら取り上げてくれませんという形で、もう結論から言いますと、宙ぶらりんの状態になってます。そういうことですわね。

○大坂委員 ほやけど、最終的に整理すんのは、そこの土地の丸亀市が許可出しとんやから、最後まで責任持たさないかんやろう。

○宮本会長 でも、行ったら……。

○大坂委員 ただ、それは個人が行つとるからいかんのではないかという話や。それは行政が、行政同士の話をして、実際、最初に見学した、その貯水槽かなんか知らんけど、それが原因の元やろう。年によつたら、それだけでしまいになる年もあるんかも分からん

わ。そやけど、今、困っとるから、こういうこと。それで、●●●●さんが勝手に排水路みたいなんを設置して、●●●●さんのところのほうに入れるんやったら、困るのは丸亀じゃなしに、宇多津が困っとんねん。それは丸亀市にやっぱり、行政から話をせにゃいかんやろうと思います。

○宮本会長 あと意見ございませんか。

谷川委員。

○谷川委員 大坂さんも言うたように、やっぱりこれは丸亀の農業委員会が許可を下ろして太陽光ができたんを、これを宇多津の農業委員会が、いかんとかいいとかという、この判断はこれはできんと思う、委員長。ほんだけえ、もう一遍、丸亀の農業委員会、行政のほうで、どういようになっとんやと、そのときは、太陽光をするときには、これは水利のほうの判ももろうとるはずや、何かの。そこら辺で、十分やっぱり検討してもらわいかん。これは、私は宇多津かと思ひよったわけ。ほんだけえ、これは丸亀という。丸亀のを、よその地域の太陽光とか、何で宇多津の農業委員会が口出しするんや。●

●。間違うとる。

○宮本会長 今の意見で。ただ、私が受けたのは、上程しなさいと、協議してもらいなさいと言ったのは、●●●●さんの土地が、これは宇多津町になるんで、それはどちらがどうという話じゃないけど、関わりがありますので、当然、言い分というか、これは●●●●さんなりの話なんで、今言いましたように、野田さんにも意見をお聞きして、皆さんにも考えていただくと。結論は皆さんで出していただくという方針で、話を聞きましょうとということで、私は事務局に受付。その経緯は間違わないでください。

今、皆さんの意見で、まとめさせていただくと、まず●●●●さん、●●●●さんのほうへソーラーを許可したのは、丸亀市の農業委員会で、それについては周囲の許可ももらっとるやろうと。もう一つ、吉岡のほうですかね、水利関係は。そちらのほうにも話は、当然、行って許可をもらっとるはず。ところが現状、その許可の条件は知りませんよ、条件は知りませんが、現状、こういう●●●●さんのほうへ、いわゆるオチミト、ナカミトからの落としで問題が出てますと。これについて、宇多津町の農業委員会へ、●●●●さんが宇多津町の土地なんで、●●●●さんのほうからの申出がありました。協議した結果、再度、丸亀市の農業委員会のほうで話を聞いて、許可条件とかを再度確認して、それで宇多津町の農業委員会は確認してくれという結論になりましたと。そういう申入れはしてみます。それでいいでしょうか。

ほか、意見ございませんか。

○野田委員 それでいいですけど、もうあと、次、農業委員会は、これはもう次はかけたらいかんですと私は思います。

○宮本会長 宇多津町の農業委員会はかけたら駄目ですというのが野田委員の意見です。

○野田委員 この件はこれで終わりにしてもらわんと、わしも困る。

○谷川委員 宇多津の土地とか水利が、うちの農業委員会が、こういうアンケートが出てきたから、一応委員長も受けとんじやろうと思いますし。

○宮本会長 そうです、全くそのとおりです。

○谷川委員 ほんだけど、今の話を聞いちゃったら、もう土地が丸亀であって、丸亀の農業委員会が許可を出して太陽光もできたと。できたということには、隣地の話合いも、これは私はできとると思うから、まあ、まあ、そうじやろうなと思ったけえ。それはもう野田さんはこれは出してくるべきではない問題で。そこら辺は事務局、十分話し合せて、また本人と丸亀の話合い。これはうちの農業委員会で審議する問題と違うと思いました。

○宮本会長 分かりました。

では、今、皆さんの御意見どおり、処理というか、話を持っていきたいと思います。

続きまして、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、お手元に配付させていただいております、アンケートの最終確認ということで、一応、最後の締めのところになるんですけども、これで作成させていただいたんですけども、ちょっと目を通していただいて、御意見をいただければと思います。

○宮本会長 本アンケートに対する農業委員会の対応ということで。

○事務局 1枚物です。

○宮本会長 1枚物でありますので。

ちょっと、そうしたこれ、私のほうから説明させていただきます。

読み上げます。

本アンケートに対する農業委員会の対応について。最近、当町の農地の宅地化が顕著である。

前回、私のほうから口頭で、皆さんに提示しましたので、今回、文章として明文化しますので、それについて御意見あればということで、今から読み上げます。

その理由として、当町は中讃地区の中心地に位置する地理的優位性、耕作者の高齢化、営農の経済性の低下及び農業機械の高騰によるもので、本アンケートに示すように、主体

農業者は70歳近くであり、その後継者も上記理由により営農が困難となる時期が近々到来すると考えられる。一方、本アンケートでは、約80%が農地として現状維持し、約50%が10年以上の継続を希望している。よって、当農業委員会として、本アンケートの希望を達成するため、町への要望に取り組むこととする。

一応、ここまでにつきまして、これは私が考えた文章です。拙い文章で申し訳ないんですが、御意見、修正等がありましたら、御意見お願いします。

事務局、一つお願いなんですけど、出展先として、宇多津町農業委員会、あっ、下へ書いてくれてますね。分かりました。

何かここまでの文章で御意見あれば。

よろしいでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 一応、前回は申し上げましたように、この対応の文章を町長のほうと議会のほうに、これをもって申入れという言葉が正しいかどうかよく分かりませんが、アンケート、せつかく6か月余り、もう少しかけてやったので、今後の行政に勘案していただきたいということで持っていきたいと思いますので、文章についても、皆さんの御意見を重々織り込んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○谷川委員 結構ですよ。

○宮本会長 谷川委員、ありがとうございます。

続きまして、(1)です。

所有農地を耕作委託する担い手としての新規営農希望者を育成する目的に、補助金制度の新設を検討すると。

ちょっと説明させていただきますと、前会長がお亡くなりになりまして、皆さんにもお聞きしたんですが、農協とか、谷川委員とか、古代米組合ですか。前委員長のほうも、合計で町内十四、五丁の耕作をやっておられるという形で、その方々も、今後、年齢が相当高齢の方がおられますし、農協のほうも次の人ということで模索している現状からいまして、町内で新規に担い手として水利を受け継いでいただけると、いわゆる委託作業もいただける方を、より参入していただけるように補助金制度を設けたいと、これが趣旨でございます。

何か1項目めについて御意見。

○谷川委員 私はもうこれで結構です。

○宮本会長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、2項目め。

集団営農等に農作業を行う場合、農業機械の補助金制度の新設を検討する。

これはちょっと説明させていただきますと、8月の農業委員会に大坂委員のほうから、農協が今、刈取り作業の委託を受けて、コンバイン、大型でやっておられるんですが、これは平成12年から変更してないということで、機械も相当古くなっておるし、そのオペレーターも農業大学とか、あるいは教習所とかに行つて受けるというような形を取っておるそうです。当然、機械が壊れてくると、また新たにという形になれば、皆さんの収穫作業が継続して行えるという形を考えまして、補助金制度があれば続けてやっていただけるのかなど。これはあくまで、農協だけじゃなくて、例えば古代米組合は、昔、機械の買入れに補助金をいただいたんですかね。

○池田委員 はい。

○宮本会長 分かりました。

だから、そういう過去の事例もありますし、これを、そのときは当然、何かの文章があったと思われるんですが、申請書とか、あったと思われるんですが、それを踏まえて、金額とかいろんなものを考えていきたいという意味の2項目めです。

書いてますけど、1項目めは、県の人・農地プランの中に、新規農業就業者に対する補助金制度というのが、120万円の3年間とか、たしかあると思いますので、その制度をまた取り寄せて勉強したいと思います。

今言いましたように、古代米組合のときも、何か町でもあったという話なんで、そこら辺もまた調べて、事例として考えていきたいというふうに考えています。それが第2項目めです。

よろしいですかね、2項目めについて、何か御意見がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 いいですか、ないということで。

○池田委員 はい。

○宮本会長 3項目め、地域の集団農業関連作業、井出ざらいとか池の草刈り等に対する補助金制度の新設を検討する。

これは、たしか農地機構の中で、農振地域、宇多津は皆さん御存じのように、非農振地域なので、農振地域においては、たしかこういう制度、何かの補助金というのは出ているというように聞き及んでおります。大坂委員とか前の会長のほうも、例えばお茶代とか、ちょっとしたものでもいただきたいなど、あればなあというふうな意見もございましたので、3項目めにこれを提示しました。

何かありますか。

谷川委員。

○谷川委員 これは、県が中間管理機構というんがあるんですけど、これには、草刈りの平米何ぼかという予算がある。けど、うちが、宇多津だけが農振に入っとらんから、宇多津は対象になってない。ほんだけえ、対象になっとらんけども、それから大分たつてきとんだから、行政のほうからも、ちょっと県へそういうなんをつつついていただいて、宇多津も長縄手、岩屋、聖通寺と3つの水利の草刈りもし、水路の掃除もしよるけん、ほんだけん、そこら辺も一応、考えていただくというんで、これはやっぱり必要やと思いますわ、これからは。

○宮本会長 ありがとうございます。

そうしたら、これにも取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願います。

○事務局 会長、ちょっと構いませんか。

○宮本会長 どうぞ、事務局。

○事務局 この3項目の件なんですけども、既に毎年、水利組合ないしは池の担当の方につきましては、毎年幾ばくかの助成をさせていただいておると思います。そのあたりもちょっと参考にいただけたらというふうに思っております。

○野田委員 すみません。

○宮本会長 野田委員。

○野田委員 3のところ、今、池の草刈りの補助金、去年までは、1年のあれを出してもらわなったら、要は難しい、2万5,000円くれよったのに、今年からちょっと書類が要ると。行動費というか、1年の草刈りは何人来て、何してという、それを一緒に提出せななんだから補助金が下りんというて、だんだん難しいことを県がおっしゃるんで、来年の話ですけど、ますます何か書類をつけていかないかんという。おとつい、奥池の寄り合いがあつて、ほんだら、もう、役場に行って、どんな書類を書くか聞こうという話で終わったんですけど、年々、補助金は2万5,000円で。また、そのとき、奥池水

利の人が●●●●さんというんですけど、●●●●さんという人ですけど、またあれです、事務局へ聞きに来ると思いますので、そのときは教えてあげてください。要望ですね。

○宮本会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 では、4項目めに移ります。

宇多津町農業経営規模拡大促進事業補助金交付要領第2条の本町に在住し、経営規模を拡大する農業者（従事日数90日）で自作地及び借地を合計した経営農業地面積が50アールを超える者。交付要領第3条の交付対象農地については、農業委員会の許可を受け、●残存●期間が6年以上の貸借権の設定を受けた農地または公益財団法人香川県農地機構で貸借の設定を受けた農地とすると定めている中の、制限される農業経営地面積及び●残存●期間を3年以上とする期間の短縮変更を検討すると。

これは、前回の委員会で谷川委員のほうから、6年を3年以上でどうやという話で、たまたま農地機構のほうの方が来られておまして、説明を受けたときに、原則6年で、3年以上であれば結構ですという話がありまして、こういうふうで検討するというような文章になりました。

その後、稲田委員のほうから、50アール、いわゆる5反についてはいかがですかという、ちょっと検討してくれというような意見がありましたので、この文章からいいますと、例えば自分が30アール持ってるよ、借地が20アールがあるよ、そして50アールを超えるというような文章の意味と理解しております。

稲田委員、例えば幾らであれば、50アールについて、何か下げるとか、何か御意見あれば伺いたいと思います。

○稲田委員 基本的に、平均がどれぐらいかはちょっと分かりませんが、宇多津町で生産している面積、平均に近いところぐらいを基準でやればいいんじゃないかなと思いますけれども。

○宮本会長 そうしたら、こういうふうにいたしましょうか。

一応、4項目めにつきましては、短縮を検討するという、最後に検討するという項目で、今後検討していくという中で、その50アールをどうするかということで考えていきたいと思いますので、一応、この全体の文章としては、これでとどめおくという形で。

全て、1から4項目、これは検討するというところで締めくくってます。当然、言いまし

たように、町長あるいは議会のほうへこれを持っていきまして、検討するで終わってますので、今後、また当委員会で検討結果というのを当然出すべきだと思ってますので、その結果を踏まえて、半年後もしくは1年後になるかも分かりませんが、そのときに要望ということでいきたいと思います。

取りあえず、アンケートにつきましての委員の意見を集約したらこういう形になりましたということで、申入れをしたいと思います。

全体に対して、御意見あれば再度聞きます。

稲田委員。

○稲田委員 ある程度、お金のかかることです。財源に関しては、以前、会長がおっしゃられた固定資産税とかそういうところを当てにしていることでしょうか。

○宮本会長 全くそのとおりです。しつこいようですが、町長なり議会のほうに対しては、これは議会に対しては、議会と意見交換会、たしか2回前のときに、私のほうから、こういう固定資産税上がってますよというのを発表させていただきますと、ある方が、そこまで調査したんですかというような感嘆の言葉を述べられていますので、再度、金額についてはこういう形ですよというのは、申し上げるつもりです。

だから、誤解しないでいただきたいのは、検討ですので、これから内容が修正されるか、あるいは形ができて、結果ができて、町長なり議会にも持って行って、皆さんに協力してくださいというお願いをします。ただし、できることとできないことは、当然あるかと思いますが、その点だけは皆さん考慮いただきたいと。私どもの委員会としては、こういうことまではやりました、こういうことを検討しましたという形は必ず必要かということで、その次に結果という形になろうと思いますので、その点は、皆さん間違えないようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ちょっと長くなりましたが、その他4に入らせていただきます。

長く引っ張っておりました農地パトロール、皆さんに前回、お伝えしておると思いますが、もう早速、机の上に地図と、言うたら所有者の名簿を作成して、手渡しで置いておると思います。この後、下の駐車場に車2台を準備しておりますので、分乘いていただきまして、その場所を確認いただくということで進めさせていただこうと思います。

なお、その名簿につきましては、個人情報のあることでもありますので、パトロールが終了の

際に、こちらのほうで回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○宮本会長 では、ちょっと長時間になりましたので、トイレ行って、あと順次、皆さん車のほうへ分散して乗っていただけますか。

午前10時50分 閉会